○美浦村産業後継者結婚促進協議会の事業に関する補助金交付の取扱要項

（目的）

第１条　この要項は、美浦村産業後継者結婚促進協議会規約第１３条第１項による補助金等の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要項に用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1)　「協議会」とは、美浦村産業後継者結婚促進協議会をいうものとする。

(2)　「規約」とは、美浦村産業後継者結婚促進協議会規約をいうものとする。

(3)　「補助金等」とは、規約第１３条第１項の規定により交付する補助金等をいうものとする。

(4)　「産業後継者」とは、次の各号の条件をすべて満たしている者をいうものとする。

(ｱ)　１年以上継続して、村内に居住し住民登録をしている者。

(ｲ)　１年以上継続して、村内の事業所に常勤している者又は村内で事業を行う者に専従している者。

(ｳ)　結婚後も引き続いて美浦村内に居住し、村内の産業に従事する見込みの者。

（補助の対象）

第３条　補助金等は、次の各号に該当する場合を対象とする。

(1)　協議会が共催又は協賛する事業等。

(2)　協議会が主催又は補助金を交付する事業等に参加したことがきっかけとなる産業後継者の婚姻成立。

(3)　産業後継者の婚姻が成立した場合において、それを仲介した者又は団体。

(4)　一般社団法人いばらき出会いサポートセンターに入会した者。

(5)　その他、協議会が補助金を交付することが適当であると認めたとき。

２　前項による補助金等の申請ができる者は、美浦村内に住民登録をしている者又は美浦村内に所在する団体とする。ただし、前項第３号に該当する者については、美浦村外に住民登録している者又は美浦村外に所在する団体も適用するものとする。

３　営利目的で行う事業及び仲介は、補助の対象外とする。

（申請者）

第４条　補助金等を交付する申請は、次の各号の規定に該当する者が行うものとする。

(1)　前条第１項第１号の場合は、事業等を実施する者。

(2)　前条第１項第２号は、産業後継者。

(3)　前条第１項第３号は、結婚が成立した産業後継者の仲介者又は第３条第２号の事業等を実施する者。また、それらに該当する者が複数ある場合は、その代表者。

(4)　第３条第４号の場合は、平成２９年４月１日以降に入会した者であって、申請時点

で退会していない者。

(5)　第３条第５号の場合は、補助金の交付を受けることが適当であると認められた者。

（交付の額）

第５条　補助金等を交付するときは、次の各号の規定により交付するものとする。

(1)　第３条第１項第１号及び第５号の場合は、協議会が適当であると認めた額。

(2)　第３条第１項第２号の場合は、結婚した夫婦に対し、その最初に限り、祝金として最高５０万円。ただし、交付の方法は１年につき１０万円を交付し、継続して美浦村に居住し、かつ婚姻が継続している限り、最大で５回継続して交付するものとする。

(3)　第３条第１項第３号の場合は、仲介した者に対し１組の婚姻成立につき、結婚仲介活動奨励金として３万円。

(4)　第３条第１項第４号の場合は、センターへの入会登録料の全額とする。

（交付の申請期限及び方法）

第６条　補助金等の交付を申請する期限は、次の各号の規定によるものとする。

(1)　第３条第１項第１号及び第５号の場合において、初めて補助金の交付を受けようとするときは補助の対象となる事業等を実施する１年前までとし、以降継続して補助を受けることが認められた場合は、事業等を実施する１ヶ月前までとする。

(2)　第３条第１項第２号の場合は、婚姻した者が婚姻届提出した後１年以内とする。

(3)　第３条第１項第３号の場合は、婚姻した者が婚姻届提出した後１年以内とする。

(4)　第３条第１項第４号の場合は、入会後１年以内とする。

２　前項第２号及び第３号により申請をする者は、当該申請をする時点において、申請の根拠となる婚姻が継続していなければ、仲介活動奨励金又は祝金の交付を受ける資格を喪失するものとする。

（交付の時期）

第７条　補助金等を交付する時期は、次の各号の規定によるものとする。

(1)　第３条第１項第１号及び第５号の場合は、補助金を交付することが認められて以降、補助金交付申請を受けてから３０日以内とする。

(2)　第３条第１項第２号の場合は、申請内容が事実であることを確認できた日から９０日以内とする。

(3)　第３条第１項第３号の場合は、申請内容が事実であることを確認できた日から３０日以内とする。

(4)　第３条第１項第４号の場合は、申請内容が事実であることを確認できた日から３０日以内とする。

（委任）

第８条　この要項に定めるもののほか、緊急に決定を要する事項については、規約第２条に規定した目的に従って、産業後継者結婚促進協議会会長が決定するものとする。

２　産業後継者結婚促進協議会会長は、前項により決定したものについて、協議会総会に

おいて報告しなければならない。

附則

1　この要項は、平成２５年６月５日から施行する。

2　美浦村産業後継者結婚仲介活動奨励金交付要項は、前項の施行日をもって廃止する。

附則

1　この要項は、平成２９年１１月１日から施行する。